

| | |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 下総生実領助郷騒動 (社会経済史資料紹介) |
| Sub Title | |
| Author | 野村, 兼太郎 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1938 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.4 (1938. 4) ,p.527(111)- 552(136) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19380401-0111 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380401-0111 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

下總生實領助郷騒動

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

助郷制度が農村にとつて甚だ大なる負擔であつたことは周知の事實である。殊に東海道その他の大交通路にあつては、特に顯著であつたことは勿論である。東海道に關してはかなり多くの研究が發表されてゐる。本庄榮治郎氏の編纂になる「日本交通史の研究」はその代表的なものである。今こゝに紹介しようとする資料はさうした大街道筋に關するものではない。それだけに却つて興味が多量とも云へる。江戸から行徳、船橋、馬加、寒川、今井、曾我野、濱野、村田を経て、上總に入り、八幡を経て海岸に沿ふて木更津に行く街道である。今問題を起したのは、この街道の寒川から別れて千葉を経て流山に至る途中の野田宿と前記の濱野宿との助郷に關してである。

先づ問題の原因を簡単に述べれば、天保十四卯年に、日光御參詣のため房總地方に所領を有する諸侯が國詰になつたこと、及び松平駿河守が房總海岸の守備を命ぜられたことに依つて沿道の往來が頗る頻繁となつたことである。十三代將軍家慶の日光社參は同年四月十三日出發、同二十一日に歸城してゐる。しかし前年からその順備に急がしかつたことは云ふまでもない。松平駿河守は定保、伊豫今治(三萬五千石)の城主、前年八月三日に安房、上總の

海岸警固を命ぜられたのである。

このために木更津街道における諸家の往來が頻繁になつた。濱野村はその増大に耐へ兼ね、北生實村、南生實村と連名で、近在上郷、下郷、村田村、古市場村、有吉村、扁(遍)田村、平山村、野田村の八ヶ村に對し助郷の申出をなし、排けられたので、領主の森川紀伊守俊民の生實役所に訴へ出たのである。それが天保十四年の三月十日であつた。但しこれ等の三ヶ村はすでに以前に江戸屋敷の方に諒解を得てゐたやうである。

森川氏は寛永以來の生實の領主で、高一萬石の小諸侯である。

然るに野田村外七ヶ村は流山への街道の野田宿の助郷組合になつてゐる。従つて容易に納得しない。生實役所では翌三月十一日に被告八ヶ村の名主を召喚して説得にかゝつた。これ等の八ヶ村から助人馬を出すべき理由と云ふのは、(一)享保度に先例のあること、(二)海岸警固の如き特別の非常時であること、(三)同一領内であり一致協力すべきことの三つであつた。

然るに最も有力な理由である第一の先例については證據が甚だ不十分であつた。その上その以前松平越中守が文政六年に房總御備場を引上げる時にも、三ヶ村から同様の願を提出して聞き届けられなかつた先例がある。従つて第一の理由は役所の方でも取上げないで、第二、第三の非常時であるから、領内協力すべきことを力説した。さらに隣村の他の例を擧げて、助郷を承知せぬ場合には嚴罰に處するかも知れぬと威脅した。この他の例は助郷に關する資料ともなるから、摘記すると、(一)佐倉侯堀田備中守領内寒川村では同様に助人馬を願出、從來助郷でなかつた加曾利村外五ヶ村に命じ、不服の者を投獄又は手鎖に科し、終に承諾させた。(二)同領今井村でも同様願出、新しく宇名(那)谷村外四ヶ村に命じた。(三)天領である上總國八幡村では勘定奉行に願出で、他領の能滿村外五ヶ村に

懸合つたが、これは紛争中。(五)上總國五井村では勘定奉行に願出、磯貝村外四ヶ村に新たに助郷を承知させた。

かくあるひは脅し、あるひは宥め、八ヶ村の代表者を説得した。八ヶ村側の最も困つたのは公儀の重要な人馬の往來であると云ふことである。一日一日と延期を願出で、村に歸つて相談し、十四日になつて結局今回限り八ヶ村から人足百人を差出すから、三ヶ村から今後は一切助郷のことは頼まないと云ふ書面を一札入れて欲しいと云ふ返事をした。これに對して生實役所では何故か賛成しない。そして新たに濱野村に建設する筈であつて、日光社參の濟むまで延期されてゐた領主の藏普請のことに持出し、もし助郷を承知せぬなら、藏普請の人足は八ヶ村だけで請負ふかなどと云つてゐる。しかし結局八ヶ村の者は先例なしとして、頑強に三ヶ村への助郷を拒絶してゐる。流石に役所へ代表として來てゐる村役人達は、領主の對面や非常公用に對して反對も出來兼て、一に愚昧な小前の者共の反對に歸して、自分達は承服したと云つてゐる。

そこで生實役所では止むを得ず、三ヶ村の願出に依つて、勘定奉行に差出すため、江戸屋敷に事件を廻付した。この間の事情を詳記した資料は次ぎの文書である。

「 差上申御利解書之事

此度兩生實村、濱野村役人共々野田村五郷組合人馬之儀願出ゆニ付、野田村五合組合之内、御他領草薙村、越知村、大木戸村、高津戸村除之、當御一領之内、私共八ヶ村役人共々呼出シ、今般御利解被仰付ゆ左之通り、北生實村、南生實村、濱野村、右三ヶ村々當初春は迄追々歎願之趣申聞ゆを、房總富津、竹ヶ岡御兩場は用、松平駿河守様被蒙仰、は家中追々引越有之、は同人様ニも詰有之、右兩場は是迄御固は代官篠田藤四郎様手附手代を外も、此度江戸表は引越ニ相成、も上近日之内松平駿河守様又ハは同所御歸府ニ相成、右往返之は

通行多分、且去當四月日光御參詣ニ付、黒田豊前守様、加納大和守様、阿部駿河守様、稻葉兵部少輔様不時ニ御在邑は詰有之、其外諸家様方は領分は知行所は夫々は家來衆御詰有之、兼る從公邊被仰出は趣意柄ニ有、は武器類は同勢等嚴重之事故、別る人馬多分之御繼立ニ相成、三ヶ村の日ニ罷出人馬共悉ク足痛或は疲出、病人等追々出來、そ上此節流行ニ有子供痘瘡相惱、季候不宜ハ哉難痘病死人多分有之ハ得共、日ニ夫役ニ男分を罷出介抱も行届不申、難敷旨、且種蒔苗代拵へ、田畑手入肝要之時節ニ相成、も儘捨置ハるも追々手後ニ相成、往々御年貢は收納之節如何相成ハ哉も、大小之百姓共一同晝夜休意之間無之、心痛之段申出ハ、依之野田五合組合村ハ人馬助合之義申遣シハ得共承引無之、此上之處人馬繼立御用は差支ニ為可相成哉も心配之旨申出ハ、當役所ハ種々及教諭ニ、此度御通行之は方々様別ハ重キ御用筋之人馬繼立之儀、聊ハ(も)ハ差支ニ相成ハるも不相濟事ニハ、萬端入念可相勤段申渡置ハ處、人足共日々多分之遣方故疲出、追々足痛或は病人出來、此上萬一差支之儀有之ハ、恐入ハ間、兼申出ハ通り、享保度野田村役人共ハ北生實村、南生實村兩村役人共ハ差入有之ハ爲取替證文之通り、野田村組合組合ハ人馬助合之儀又ハ願出ハ付、兩生實、濱野村、右三ヶ村役人惣代濱野村問屋頭兼惣兵衛、右役人共ハ願書相添出府申付、江戸於屋舖ニ一通リハ糺之上、此節は通行多ニテ、濱野村ハ別ハ用多ニ有歸村可致旨被仰渡、歸村之事ニハ、右ニ付野田村組合組合ニ有御領分之内、上郷、下郷、村田村、古市場村、有吉村、扁田村、平山村、野田村、右八ヶ村ハ助合之儀相糺ハ様、江戸表ハハ達有之ハ付、去十日野田村組頭太左衛門、問屋當分勤兵衛、組頭格庄助呼出し、三ヶ村ハ人馬助合儀願出ハ趣意申聞ハ處、野田村組合上郷外六ヶ村役人共呼出し利解ニおよび吳ハ様申聞ハ間、翌十一日上郷名主善七、組頭善兵衛、同甚助、同四郎右衛門、下郷名主彌市郎、組頭長左衛門、同甚左衛門、同新左衛門、村田村組頭

與七、古市場村名主長左衛門煩ニ付代兼組頭市兵衛、有吉村組頭六郎右衛門、扁田村名主市之丞、平山村名主四郎左衛門親類共之内病人有之留守中ニ付歸宅迄組頭藤左衛門、野田村組頭太左衛門呼出し、三ヶ村役人共ハ人馬繼立助合之義願立并是迄當役所及教諭置ハ次第等申聞ハ處、野田村外七ヶ村名主組頭共ハ申立ハるも、前々ハ兩生實、濱野村ハ人馬助合ハ義一切無ハ座、既ニ文政六末年、松平越中守様房總御備場ハ家中ハ引取、并ニハ同所ハ其頃御代官森覺藏様ハ手附御手代衆詰ニ夫々引越之節此度同様三ヶ村ハ願出ハ間、八ヶ村惣代野田村名主重右衛門、有吉村名主彌惣左衛門出府、願書并ニ有躰書等を以申上ハ處、御聞置ニ為相成ハ由承傳ハ間、此度人馬助合之義、村役人共始小前一同不得心ニハ座ハ段申聞ハ、右之段八ヶ村役人共ハ申立ハ間、猶ハ利解申聞ハ、文政度野田村名主重右衛門外三ヶ村出府之上申立ハ趣意、双方睨モ被仰渡ハ廉無之、彼是取纏罷在ハ内、追々通行相濟、夫成ニ治リ居リハ事ニ相聞ハ、文政度モ房總御備場ハ松平越中守様ハ家中引拂ハ、江戸ハ御代官森覺藏様ハ手附手代其外ハ詰之もの斗通行有之ハ處、此度日光御參詣ニ付、諸家様方追々ハ在邑有之、并ニ諸家様方御領分ハ知行所ハ同斷ニ付、諸家來之詰有之、松平駿河守様并御家中ハ備場ハ引越、同所ハ是迄ハ詰衆追々ハ江戸表ハ引拂ニ相成、近日之内ニハ右駿河守様ニ為同所ハ歸府ニ相成、殊ニ追々從公邊被仰出ハ趣意ニ有ハ武器類并ニハ同勢等嚴重ニハ、別る人馬繼立日役多分ニ相成、此分ニ有ハ三ヶ村役人共大小之百姓必至モ難儀ハハシハ、そ上日々通役ニ有ハ人馬共疲出、足痛又ハ病人等多分ニ有ハ斷立、差支可申哉も心配、且此節流行之痘瘡ニ有子供何れハ難痘相惱、日々通役ニ有ハ男分ハ留守勝ニ付、看病人手不足ニ有ハ抱不行届、悉病死ハハシ不便之由、依之高持百姓共夫々合力等致シ遣シ、剩ハ此節種蒔苗代拵ハ外田畑手入肝要之折柄、日々通役ニ罷出ハる已ニ有田畑手後ニ相成、往々ハ收納之節如何成行ハ哉も三ヶ村役人共始大

小之百姓一同心配仕仕段、前文次第ニ有文政度之越中守様御備場等引拂時節、莫太之違、人馬多分繼立ニ相成、小事も眼前ニ有之、定る承り及可有之得共、堀田備中守様は領分寒川村の佐倉表の人馬助合之儀願出由處、は糺之上は聞届ニ相成、前々助合組合ニ無之、加會利村外五ヶ村は助合之儀被仰付、最初彼是申拒ミ由村有之由處、宰者或モ手鎖等之は答被仰付得共、宿夫ニ御慈悲願等ニ罷出、右御答は差許之上、右人馬助合之儀御受申上由、は同人様は領分今井村同斷願出由處、は糺之上は聞届ニ相成、前組合ニ無之字名谷村外四ヶ村の助合之儀被仰付由、上總國八幡村、前々組合村ニ無之他領能滿村外五ヶ村の人馬助合之儀、御勘定奉行様願出由、尤懸合ふ行届有之、手後ニ相成由、此節江戸表は呼出ニ付、双方村役人出府中之内否、不分明、同國五井村ハ御代官篠田藤四郎様は支配所、は側は取次松平筑後守様は知行所、は料私領入込之村柄ニ由得共、は双方の御勘定奉行所は五井村役人共は差出ニ相成由處、前々組合村ニ無之、他領磯貝村外四ヶ村役人共は被仰渡由、此度助合村ニ可申立儀有之由ハ、此度差懸り差支ニも可相成人馬繼立無滞助合由ニ有、双方の願可出由、先早ニ歸村御用は差支無之様助合可申段、右御勘定奉行様ニおひて被仰渡、助人馬差出由趣ニ相聞由、右様佐倉ニ有江戸は伺之上、助合人馬之義被仰付、五井村ニ有も助合組合ニ不拘、助合人馬之儀、御勘定奉行様は利解之上被仰付由哉ニ相聞由、然上ハ野田村郷合組合、他領草刈村、越知村、大木戸村、高津戸村除之、は領分内斗リニ有上郷、下郷、古市場村、有吉村、扁田村、平山村、村田村、右八ヶ村之義ハ、兩生實、濱之村、右三ヶ村もは一領之譯柄、和融第一之事ニ由間、此度助合人馬差出由様申論由得共、八ヶ村一同無言、右三ヶ村は助合の心得ニ及不申、大切之は備場通行、公邊は用人馬之義ニ付、公邊は領主様は之は奉公ニ心得、助合人馬差出由、万端は差支之儀有之由有、止は政事筋は不行届ニ相成、如何ニ是不相濟事ニ

由、此處能ハ勘弁致し可申由、彌人馬差出由心得ニ相成由、此度之義例ニ成ふ成も申處ニ無之、此度ニ限リ必々ハ人足百人、馬五十疋之先觸有之由ハ、右八ヶ村ハ人足五拾人馬貳十五疋、残り人足五拾人馬貳拾五疋、右三ヶ村ハ差出由、助合加助合之譯相立、は一領同士陸敷、他領之聞も宜敷、當於役所ても案心之事ニ、万ニ双方ハ已後議定等之義ニ可申立筋有之由、此度之御用人馬無滞繼立相濟由上、當役所は可申出義純明被仰付方有之由間、其旨可相心得、万ニ差支ニも有之由有、上御名目ニ拘リ不相濟事ニ有、往々は領分之惡名残り、は時節柄も申、恐入次第ニ由間、能ハ勘弁心得違無之様可致由、右之通及利解ニ由處、明十三日迄日延猶豫之儀、八ヶ村ハ申立由間、承届置由、

一十三日八ヶ村役人共罷出申聞由、歸村之後、大小之百姓一同は利解之趣申聞由處、愚昧之もの共ニ有、是迄差出不申人馬、此度新規差出由儀ハ、何共難澁至極ニ付は免相願吳由様中、一同申聞由ニ付、猶又及利解ニ由、扱日ニ終日又ハ夜中連夜教諭致し由、大切之御用人馬繼立之差支ニ相成由ハ不相濟事ニ由間、佐倉は領主ニ有淺助合人馬之義最早受も不申村ニ有昨十二日申聞由間、夫ハは答被仰付由哉ニ承り由、是淺公邊は對し大切之御用人馬は差支ニ相成不申様被仰付由事ニ由、公邊御改革向御嚴重之は時節、猶は領中斗リ、此度人馬繼立之義はゆる有之由有、は近領は對し、是又不濟事ニ由、平日も違ひ、房總往還村ニ有も人馬助立モ外共何れ淺身立聞入由故、モ村ハ之故障ニ淺相成由ニ付、當役所之申付相互由もの共ニ儘ニ難差置、殊ニ寄無據御答も被仰付由次第ニも可相成哉、左ハ不便至極ニ存由間、心得違無之様可致旨申渡由處、今夜も深更ニ及び由間、明十四日迄御猶豫相願由間、承り可届由得共、今日罷出由村役人共一同ハ、利解之趣相分り由哉、又ハ不分明ニ由哉、此度ハ如何ニ由間相尋由處、村役人共一同承伏仕由得共、村ハ大小之百姓共今一應

利解之趣申聞上、否答申出段申聞の間、左に得て有躰之請札差入置様申付、則書面差出歸村申付、一十四日早朝八ヶ村役人共罷出申聞ハ、昨夜歸村之上、即刻村々惣百姓共呼寄、厚に利解之次第申聞ハ、教諭ニ承伏致ハ、乍併已後例ニ不相成、此度ニ限り八ヶ村ハ人足百人三ヶ村ハ助合、以來人馬助合之義一切相頼申聞敷旨之書面、右三ヶ村ハ八ヶ村ハ差入様申聞、夫ニハ役人共之利解之趣意を相立得共、三ヶ村ハ熟談ニ相成兼可申哉、此度は目論之濱野村ハ新規ハ藏普請之義ハ繼立人馬多分之事は聽入ハ哉、格別之御慈悲を以、日光御參詣濟迄ハ普請見合之旨被仰出程之事ハ間、兩生實、濱野村好身以、右三ヶ村役人共之心配爲養致ハ、御領主様ニ奉對シ、第一之忠心ニ義相當り可申ハ間、此度能ハ勘弁可申ハ、夫共御藏普請之人足八ヶ村ニハ切切ニ致シハ哉之旨申聞ハ、扁田村名主市之孫其外ハ申聞ハ、御領主役ニハ、小前一同ハ爲申聞、人足可差出得共、此度三ヶ村ハ人馬助合之儀ハ村々小前一同不得心ニハ當惑仕ハ段、村役人共ハ申立ハ間、夫ニハ亦ハ全意地ニ當リ不宜ハ間、此節ニハ被仰付ハ、御藏普請之人足差出ハ分を助合繼立方ハ差出ハ、御用差支ニ不相成様ニ有之ハ、日光御參詣濟ニハ地廻り拾貳ヶ村目出度取交リハ藏人足相勤ハ、御領中陸敷事ニ有之ハ、藏人足被仰付ハ間、依之ハ含義有之ハ哉之ハ様子ニハ相聞ハ間、何分和融第一ニ致度事ニハ、右之外種ニ及利解ニハ得共、小前申聞方行届不申旨申聞ハ間、夫ハ書面ニハ差出様申付ハ事、

右之通り種々御利解被仰聞、私共ニハおひて承伏仕ハ得共、村々小前愚意ニハ、不得心ニハ座ハ間、不得止事、モ段奉申上ハ、依之熟談行届兼、是非ナク三ヶ村ハ願之通り、御奉行所様ニ御差出し相成ハ段、御屋敷ハ御添書ハ渡、三ヶ村役人共出府之上被仰渡奉長ハ、依之是迄八ヶ村役人共ハ御利解之次第、有躰書取置ハ申上ハ處如件」

上掲の文書は名宛人も差出人も不明であるが、八ヶ村役人共から江戸役所に差出したものと思はれる。文中、其上日々通役に人馬共疲出、足痛又は病人等多分にて斷立、差支可申哉と心配、且此節流行の痘瘡にて子供何れも難痘相惱、日々通役に男分は留守勝に付、看病人手不足にて介抱不行届、悉病死いたし不便の由、依之高持百姓共より夫々合力等致し遣し、剩ハ此節種々苗代拵へ其外田畑手入肝要の折柄、日々通役に罷出ハのみにて田畑手後ニ相成」の一節は、勿論かなり誇張されてはゐるが、助郷に依つて生ずる弊害を指摘してあまりあるものであらう。三月十四日に生實役所における和解策が功を奏せず、江戸屋敷に廻付されると、江戸屋敷では直ちに勘定奉行に訴訟せしめず、一應自己の手で解決せんとした。即ち三月二十八日に八ヶ村に對しハ召狀を差出した。當時森川侯の上屋敷は武鑑に従へば「かきがら丁」とある。當日出府したのは、野田村太左衛門、それに差添として庄助、下郷の彌市郎、上郷の甚助、扁田村市之丞、平山村四郎左衛門の六人であつた。江戸で如何なる取調があつたか、詳細なことは不明であるが、三月晦日に三ヶ村からの訴狀を示され、その返答を求められた。これに對し即答は出来ぬから、歸村の上返事したいと答へ、かつ日光社參につき御用多しとのことで、四月四日一同歸村し、その返事は生實役所に提出した。然るに折柄田植時になつたので、暫く訴訟を延期してゐた。

この間に北生實村の萬徳寺の住職が仲介にはいり、一つの解決策を提出した。その方法と云ふのは、領主が五拾兩、三ヶ村側も五拾兩、八ヶ村側も五拾兩、都合百五拾兩を出金し、これを助郷の基金として、八ヶ村側へ年一割の利足で貸付、その利足を以つて助郷の人夫や馬を賄ふと云ふのであつた。この方法は勿論悪い方法ではない。恐らく助郷制度改革の一方方法たり得るものであつたらう。この萬徳寺の日應と云ふ老和尚は江戸屋敷の役人にも懇意であつたと見へ、この解決策を江戸屋敷の市原文九郎なる者に提議してゐる手紙の寫が残つてゐる。武鑑の用人の

ところに市原紋九郎とあるのと同じ二人であらう。寫しの文章は頗る拙劣で、文意の通じないところが多い。誤寫のためか、老年のためか甚だ不分明で、當字が多い。しかし大意を知るには差支ない。

乍憚内密愚意書付を以伺旁奉申上

全體も出府之上御内通に奉申上り義に座座得共、此程柄差申上り、左様は座座得共、此度助合出入出来仕、定る具は案内に勿論之義、乍去内實之處不分物に種々の風聞斗り被相聞、は心配斗多座座事、全ク様子柄、只又御領分納之能敷、行情一條之扱方等左に申上り、内實に當二月下旬之頃篤も勘考仕座座、御領分納方新井氏は同姓は兩人寛慮に、殊に眞忠は間柄淺敷、旁以古今珍敷納方、全御上之御仁徳、且尊公様御取斗ひ方、乍恐は屆之事も内祝奉申上居座座、今程之一條差發、は同苗様は持前之御實情故、三ヶ村を申内、彌兵衛、太兵衛、新右衛門も申者、都合三人之もの打入込の相願座座、は引請に相成、格別は骨折之恩召に相成、引る最良之は心持申も無座座、諺に申智者千慮之中一失は過ち出来申、小子義三月三日に少く物中り、腹痛に參上仕、三月八日參上仕、序に太兵衛方立寄座座、荒増一件之咄初承り座座、心得に先彌五左衛門、幸右衛門時分御當職青木氏を頃相届不申一件、今之者共も競物に成不申、只昔は同姓様斗りを力に出入する座座、無益之事に九右衛門様は力を入被成様太兵衛咄しに座座、も程少く心配仕居座座、追々様子具に承知仕座座、以外成義、且上段之事押詰り來り座座、不得止事、三月十四日夕六ツ時前八ツ時評議一決仕、は呼出幸に事淺破に可爲申時節に至り座座、は役所に罷出、は兩所様は失禮を不願は心得違奉存座座、上之は爲に不立存込座座、は兩所様は篤も八ヶ村に様子委敷は咄申上座座、八ヶ村は是迄違ひ余程御尋等もは語葉宥に座座、八ヶ村之役人共淺不審に存座座、覺悟之心持も崩、百人助合可申旨申位に取直し

座座、三ヶ村出立、同日發足、甚以氣受に拘り不立奉存座座、十九日に參上仕、同日は出府可然旨申上り得共、は出府に相成、上案八ヶ村一同小前迄一決仕、乍併出府之上尊公様は取斗申、は上様は仁徳兼座座、領分一同存居座座、様子又此方に相聞、逸之風聽座座、自然荒井氏耳も入、は心配に、内私に咄し座座、此度之御社參騷に評議も止居座座、捨置此儘差置座座、晝夜千辛萬苦之眞忠丹誠に、は領分諸向全く納り、元々戻り悪敷可相成も心配仕に付、夫に承り座座、扱に立入座座、右に付兼座座、私内存工夫之旨内に相咄し、若も用可立、御上様之は爲に、私所存、且又余人も小前一同聞入相用不申座座、八ヶ村村役人之内一兩輩面立座座、小前内咄申座座、此儀も申兼座座、は座座得共、包居時節に無座座、無覆職奉申上座座、を工夫申も萬代出入不起座座、御上様は五十兩爲永久三ヶ村に助合被下置、を筋合を以、八ヶ村之者出入諸入用を心得、八ヶ村は金五拾兩出金、同三ヶ村は淺諸入用を相心得、金五拾兩、都合金百五拾兩、右之金子八ヶ村に御役所様を永久共世話料等無之、一割に預け被置、三ヶ村之難澁助力に相成、は領分和合仕、是迄猶も納り方宜敷相成、他領之間は殊之外宜敷、乍恐御仁徳顯然奉存座座、御儀附之様元奉存座座、助合人足も申座座、淺實に聊之儀、當卯年御大名御通行多分に、平年凡千人余分に入用多有座座、繼立一帳場、曾我野村の濱野村迄、壹人に付助合懸り三十壹文、二帳場は八幡村迄參り座座、六十四文、丸に金有座座、千人餘分は六拾貳文ツ、は座座、勿論兩生實村も錢不足之場所有之、難澁至極之事、地親小前とも迷惑仕得共、一向に御役所并願人共此所は心附淺無之座座、其評議も是迄承り不申、最早出入入用當年之上増人足懸も余分懸り居可申、益難澁至極、心得違に被存、然ル處一ヶ村年不在限り助郷高助合金紛敷、願立座座、小前一同之助りに淺相成、人氣淺直り可申、尤此場は御上之金五拾兩ハ恐

入り得共、五拾兩双方之納りニ被下置け得難有り、夫々心有者共ハ身ニ染、を潤ニる上はせり道理ニ、近内は用金被爲仰い砌り、余分覺込可多位被仰出ゆる淺、物持共難有、心能出金仕ゆる、急度相戻り可申間、何卒尊公様厚は勤、并せ上は同職平馬様は淺は内談之上は伺被下置いて、多分ハ拙寺ハ三ヶ村八ヶ村兩方懸合、行届可申哉、左の上は晝夜之精忠は勤功も立、於は兩所様無は條際は安心、且乍恐御上は尊勞可奉爲休い、次ニも尊公様御安堵可在は座い半々、在躰心得い段、書中を以奉伺い、萬々一書ニ事浅不成も思召いハ、出府も可仕い、何分厚は勘辨奉願上い、恐入り得共格別は懇意ニ被成下置い間、格外失敬奉申上い、は上之は武運は長久、皆様は安全、は領内百姓和合、老眼萬端不行届い間、は内見可被下置も、若しも不叶は意、如何ニ被思いハ、早々火中奉願上い、恐惶謹言

天保十四年卯四月

北生實村

萬徳寺九識院

日 應 書判

市原文九郎殿

右文中、新井氏とあるは用人新井太右衛門のことであらうが、御同姓は解らない。武鑑には市原氏是一名よりなす。「三ヶ村と申内、彌兵衛、太兵衛、新右衛門」とある中、太兵衛は北生實村名主中村太兵衛である。

「先々彌五左衛門、幸右衛門時分御當職青木氏其頃相届不申一件」と云ふのは恐らく前述せる文政六年、松平越中守の時の一件を指すのであらう。青木氏とあるは文政武鑑に家老の青木七郎右衛門とあるのを指すのかも知れない。「九右衛門様」とあるは所謂御同姓様のことであらう。

この解決法の優れた點として、御領分知合の外に、錢の不足を調節することを擧げてゐる點は注意すべきである。曾我野村から濱野村まで、當時の順路明細記に依ると二十六町が三十一文、濱野村から八幡村まで二十町であるが、二帳場通じると六十四文とある。「丸に出金有之い處、六十貳文と云ふのは全然意味不明である。「勿論兩生實村は錢不足の場所に有之、難澁至極の事」とあるのは、こゝばかりでなく、當時かう云ふ小錢を必要とするところでは一般に錢が不足して困つたらしい。所に依つては紙札を發行した宿驛もある。

さてこの萬徳寺の仲介は當局の方は許したやうであるが、八ヶ村側が承知しなかつた。四、五月は前述のやうに田植時で問題はそのまゝ六月に持越されたやうである。そして野田村組合に屬する上總の草刈村及び屋形村が仲に入つて解決しようとした。その時の裁判延期願が六月十一日付で提出されてゐる。當時のかうした書式の一例にもと左に掲げて置く。

乍恐以書付奉願上い

御領分北生實村、南生實村、濱野村、野田村、古市場村、上郷、下郷、有吉村、村田村、扁田村、平山村、拾壹ヶ村役人共一同奉上一い、北生實村、南生實村、濱野村三ヶ村ハ右野田村外七ヶ村相手取、人馬助合之義奉願上、當御役所様ニあるは吟味中は座い處、去月中旬ハ田方植付時節ニ差懸りい間、訴答申談之上、植付仕舞い迄、は吟味は猶豫奉願上い處、以は慈悲は聞濟被成下置、植付仕舞無滯仕、無此上難有仕合奉存い、然ル處今般野田村組合御他領草刈村名主榮助病氣ニ付組頭十郎右衛門、東は領分屋形村割元格名主海保長左衛門、右一件内濟ニ立入、双方懸合申度旨申談は座い間、何卒格別之以御憐愍、右兩人懸合中、は吟味は猶豫被成下置い様、偏ニ奉願上い、は聞濟被成下置いハ、一同難有仕合奉存い、以上

下總生實領助郷騷動

下總生實領助郷騷動

天保十四卯年六月十一日

御役所様

前書之拾壹ヶ村を奉申上り通り、私共兩人内濟懸合仕度奉存の間、何卒格別之以御慈悲懸合中、は吟味は猶豫被成下置の様奉願上り、以上

篠田藤四郎支配所

上總國市原郡菊刈村

名主榮助病氣ニ付代

組頭

重郎右衛門

東谷領分屋形村

割元格

名主

海保長左衛門

この書面には萬徳寺の名は記されていないが、事實は彼が主として扱つたことは前掲の書簡で明かである。又こゝには割愛するが、この仲裁が破談になつたことを届出た書面にも、萬徳寺外二名が六月七日に野田村役人に調停案を提言したことが記されてゐる。しかし結局八ヶ村側は、先規無之事ニ付、金子助合之議決の難相成趣を以つて、六月十六日に扱人方へ破談を申入れた。その後の顛末を扁田村役人の手記に依つて記すと次ぎの如くである。

六月二十一日に生實役所から廻状が来て、二十二日の四ツ時(午前十時)に出頭せよとのことで、名主市之丞と吉藏とが出かけた。九ツ時(正午)に白洲が開かれ、兩代官が出席して、内濟の模様を詳細に質疑し、結局「同領内故親子兄弟の好身」などと云ふことを懇々と説諭され、「二十一日九ツ時と二十三日曉六ツ時」とあるから、翌朝六時まで十八時間に亘つて吟味されたらしい。「難義仕ゆ」と記してゐるのも尤もである。しかもそれで解放されず、二十

三日朝から又々書面の提出を命ぜられ、それが納らず、原被兩造共疲れ切り、一日延期を願つて許された。「晝夜は吟味故、病人又は老人杯目等悪敷相成難義ニ付」と記してゐる。

その夜は歸村したが、翌二十四日纏まらず、又一日延期を願ひ、二十五日に書面が漸く出来、それを提出したが、それについて種々なる吟味を受けるに至つた。この一項を原文のまま、抜書すると、次ぎの如くである。

「野田村太左衛門、東四ヶ村(これは他領の組合村を指す。筆者註)内濟ニ立入つてハ困リハ義ヲ吟味ニ預リ、モ上古市場村、市兵衛村方騒立ハ儀吟味ニ預リ、モ外種々之吟味は座ハ、夫々野田村人馬帳取調、夫々濱野村人馬帳取調、双方突合セハ處多分之行違ニ濱野村難澁之儀淺有之ハ由、右濱野村組合高何程、人馬三ヶ年ニ何程相懸リハ義書出ルシ、夫々野田村組合高何程、人馬何程ト双方書面差出ル旨被仰聞、右ニ付野田村太左衛門病氣ニ由明日迄延可被下ハ様、再三願ハ處聞濟ニ相成、明日ハ帳面之儀ニ付、八ヶ村之□□野村、三ヶ村ハ濱野村早ニ可罷出ハ、外村ニ之儀ハ帳面通りニ立合ニ淺不及、夫共怪敷思ハルハ皆ハ出席可致様申ハ得共、外村ハ帳面通りニ付出席ニ及旨申之、依之宿迄引取談事之上、明日野田村參會之積ニ取極皆ニ歸村仕ハル」

乍恐以書付奉懇訴ハ

御領分野田村外七ヶ村左之名前之者共一同奉申上り、當三月十日、生實御役所様ニおひて濱野村、兩生實三ヶ村村役人共、早春ハ野田村外七ヶ村相手取奉訴訟ハ、當卯年日光御參詣ニ付、房總筋ハ大名様方不時ニ御國詰被仰付、殊ニ松平殿河守様房總海岸御備被仰付、ハ通行有之、旁々御繼立多、難澁之旨を以、享保度野田村、兩生

下總生實領助郷騷動

實三ヶ村取替の馬助合書付も有之内、野田村定助合村之内、は他領相除、御領分八ヶ村の濱野村の助合の様可致段被仰聞、翌十一日八ヶ村役人共御呼出シ、同様被仰聞、村の役人共始る承知驚入、即刻は答申上兼、村の大小之百姓一同評議之上は答申上度、は日延は猶豫奉願上、小前末迄は打寄相談仕得共、新規他之繼場は助合の義二重役は相成、困窮之者共逆為難相勤、難澁之旨申之、は免奉願の處は聞入無座、晝夜村役人ども御呼出し御利解被爲在の様、今般重御用ニ諸家様方御通行被遊の義ニ付、万一濱野村にて人馬之義は差支等も有之の、第一御領主様は尊名ニも相拘りの義ニ付、三ヶ村は助合の心得ニ無之、御領主様の差上の心得ニ有、此度御用相勤の様、品は利解有之のニ付、村の惣百姓打寄再應及談ひ得共、古來無之人馬助合之儀幾重ニ免は願吳の様申之ニ付、役人共取斗を以申上ハ、濱野村組合御繼立人馬多く、難澁ニハ、は通行相濟の中は領中好身を以、三ヶ村にて相勤の御領主様地役之分、私共八ヶ村ニ餘荷相勤可申の間、幾重ニもは公役は繼立人馬之義、往古の夫々助合組合乍恐御上様の御定被成下置の儀ニ付、新規助合は免奉願上の得共、一圓は聞入無座、晝夜村役人共は召出は利解は座の間、御役所様の奉恐入、無據申談、已後之例ニ不相成様、領方三ヶ村役人共々私共八ヶ村に堅書付差入の上、右廉を以、大小之百姓は申論し、此度の御用ニ限り人足百人、餘荷勤爲致可申の間奉申上ハ、三ヶ村役人共同國泉水村、今井村は被相手取、御奉行所は尊判被相付、右一件中旁は尊名も相懸りの義も不奉恐入、私共は相懸りの出入も、享保度爲取替の由之書付廉を以、御奉行所は差出し奉願上の段、役人共一同出府之上、同月二十八日、江戸御役所様の差紙ニ付、野田村組頭太左衛門差添、同格庄助外七ヶ村爲惣代も、平山村名主四郎左衛門、下郷名主彌市郎、上郷組頭甚介、扁田村名主市之丞出府仕の處、生實表ニある利解之趣、一通りは糺之上、三月晦日七ツ時、願書は下ヶ渡、即刻返答書差上可申旨被仰聞ひ得共、

證據書物等持參不仕、殊ニ差急之義故、何分宿迄は下ヶ被下置の様、御慈悲奉願上の中、日光ニ御參詣ニ付御領主様の夫役等被仰付の儀ゆへ、右御用旁の歸村之儀奉願上、訴答一同歸村仕、四月中生實御役所は返答書差上の處、追は吟味は座の中、田方植任附時節ニ差向の間、御吟味は日延奉願上罷在の中、北生實村万徳寺様外貳人取扱ニ立入、懸合は座の趣、私村の金五拾兩、訴訟方三ヶ村の金五拾兩差出し、御上様の金五拾兩は下ヶ奉願上、百五拾兩野田村組合に預ヶ置、壹ヶ年ニ壹割之利分差出し、濱野村組合人馬助合手當ニ致置可申趣ニ得共、古來の例無之の儀を三ヶ村は被申懸の事故、村の百姓一圓不承知ニ有、行届兼破談ニ相成、は役所様はおひて御吟味之處、百拾九ヶ年以前、享保度之野田村役人の差入の由之書付ハ、組合村に加印無之、全野田村、生實村相對之儀、外七ヶ村ニ懸合の儀ニ無之、野田村ニ有は迄人馬助合の義一切無之ニ付、此度新規助合之義ニ免被下置度旨答上の處、御役所様ニ有御利解ニ有享保度之書附ハ證據ニ不相用の共、御一領同士の義故、御他領組合を除置助合可申段被仰聞ひニ付、恐願御免願上の得共、是非濱野村は助合可申旨、且野田村人馬繼拂之帳面は取上被遊、年々組合村に相勤の高井濱野村繼場ニ有遣拂は人馬突合、多分の方は助合之義可被仰付哉之旨被仰聞ひ得共、濱野村の野田村繼場遠近之差別も有之、殊ニ難場故、野田村組合勤人馬之義格別被多、濱野村を格別之相違ニ御座の處、人馬繼立多分の方は助合申義、何共難澁至極ニ奉存の間、前書申上の通り助合組合ハ私ニ相定の儀ニ無之、既ニ願人共ニ享保度野田村を爲取替の由之書附を以、御奉行所様は御差出し相願の程之儀、殊ニ同村之助合七ヶ村を御一領ニ付助合の様被仰聞ひ段、乍恐承伏不仕、此上御代官様仰之通り新規助合等被仰付、二重役相勤の様成行の、可行立様無座、愚昧之百姓共不恐願萬一亂雜等仕の儀幾有之の、私共儀奉對シ御上様の奉恐入の儀ニ付、無據出府之上、難澁之始末は愁訴奉申上ハ、何卒以御慈悲ヲ願人共

御利解被仰聞、古來御定之通り銘之組合限りニ御用相勤、不難ニ村之行立様、御憐愍之程、一同偏ニ奉願上、以上

(出府之者一同連印)

一同出府後、生實役所にその由が聞こえ、六月二十九日に何故出府したかと詰問して来た。これに對し各村共、その理由明かならずと答へた。他方このことについて上郷の善七なる者の所に參會し相談の結果、古市場村、上郷、平山村から各一名宛惣代として出府させ、代表者達に知らせることになり、七月二日早朝に出府した。

上記の訴願の結果はどうであつたか明瞭でないが、盆の後に訴答兩者を呼出し裁判すると云ふことで引下つて来たらしい。一同七月八日に歸村してゐる。その後の情勢を扁田村役人の手記から摘記すると次ぎの如くである。

「同二十五日(七月)野田村徳下申者、錄取場に來り市之丞(名主)庄次郎に申聞け、今夕方上郷天神矢迄參會之趣申付、夫々市之丞、庄次郎外喜右衛門三人參り申、談之儀ハ大變、

「右之段有吉村、扁田村、平山村ハ野田村掛合仕、夫々下郷ハ懸合仕、段々上郷、古市場双方懸合行届相止申、これは何事が起つたのか一切不明ではあるが、上郷、古市場兩村の間に何事かあつたことは推察出来る。

「御上屋敷ハ盆後ニハ訴答一同呼出旨は利解被仰聞付ニ付、歸村仕、二十日後ニ相成ゆる淺呼出し無之付、野田村太左衛門、同庄助否訣も有之由出府仕、二十八日時分、夫々追々可出由ニ、平山、有吉三日出府、八月七日扁田(市之丞)、村田(甚左衛門)、古市(市兵衛)、上郷(甚助)、下郷(十郎右衛門)、右五ヶ村出府仕、同十二日歸村仕、

この出府も何のためか明瞭ではないが、恐らく吟味督促のためであつたらう。しかし何故八ヶ村側が吟味を督促し

なければならなかつたか、その理由は解らない。そのまゝにして置くことの出来なかつた理由が何かあつたのであらう。

江戸屋敷からは八月晦日になつてやつと召喚の差紙が来た。各村の名主又は組頭の内一名、差添一名、病氣ニも押る駕籠ニ出府之上、着届可致いと云ふ嚴命である。野田村太左衛門、差添庄助、上郷善兵衛、下郷彌市郎、古市場村市兵衛、村田村與七、平山村金右衛門、扁田村庄次郎、有吉村權次郎、七ヶ村兼任の差添として上郷の徳右衛門、都合十名、九月三日早朝出立した。同時に三ヶ村側も出府を命ぜられ、濱野村清兵衛、南生實村平左衛門、北生實村中村太兵衛、三ヶ村差添兼北生實村勘右衛門が同日出府した。しかしこの時も係り役人の病氣のため、永らく待たされたが、鬼に角八ヶ村側に有利であつたやうである。その最初の請書は次ぎの如きものである。

「奉差上御請札之事

今般被仰渡左之通ニ御座

増井貞一郎其方共事合糺方掛被仰付、先頃中同人看病引ハ引續養父之忌中ニ相成、段々延引ニ相成付ニ付、忌御免有之、追々下調付之間、去ル三日迄ニ呼出置付ニ付、早速可被遂は糺明、此節同人時候相障り、寒熱頭痛強、取掛り日々見合居得共、右之容躰ニ未兩三日之内出勤抑ハ相成兼間敷旨は届申上、右ニ付ある掛り替り相成、急之調淺付兼事ニ、出府爲致居上、段々引延相成、殊ニ御入部間近ニ相成、別上ニ淺不被御心易、仍一通り近日之内御家老衆、訴答ニ於當役所は聞糺之儀も可有之間、此旨申聞置付之様被仰付、

右は達之趣承知奉畏、

下總生實領助郷騷動

卯九月六日

次いで家老氏家平馬、市原文九郎、吟味役吹野五左衛門、歡正次郎、立合關野仙次出席し、その裁判の結果、八ヶ村側は次ぎの如き請書を出してゐる。

奉差上御請札之事

北生實、南生實、濱野三ヶ村が私共村に相懸り人馬助合一件之義、今般御上屋敷様が呼出ニ付、訴答罷(出)の處、厚御利解被下置の上、御領分爲御救、格別之御慈悲被下置い、其方共聊申分有之間敷段被仰渡、重々難有仕合ニ奉存い、訴訟方爲懸合は座いハ、願書は下之儀、一同連(印)以奉願上旨被仰聞、重々御憐愍之程難有仕合奉存、依之は請札差上い處如件

天保十四卯年九月九日

續いて十一ヶ村連印で請書を提出した。その解決法は後に詳述するが、藩が南北生實村、濱野村へ人馬買揚賃を下附すると云ふのである。唯當時交替期に當り、殿様は發駕前混雜の際故、追て呼出し書面を下げ渡すと云ふことであつた。これで事件は一先づ落着したやうに見えた。九月十二日、八ヶ村側は一同歸村したが、三ヶ村側は承服し難い點があつたと見へ、江戸に残り運動したやうである。三ヶ村儀も歸村不仕い、江戸にて取締ひ仕い様相見得申い」と手記に書いてゐる。

次いで十月三日迄に出府すべしと云ふ差紙が八ヶ村に達せられたので、上郷甚助、下郷長左衛門、古市場村忠藏、村田村與七、有吉村小平次、扁田村市之丞、平山村金右衛門、野田村太左衛門、差添庄助、七ヶ村差添上郷徳右衛門等が出府した。ところが九月の時と違つた申渡を受けた。三ヶ村側の運動が效を奏したのか、又は八ヶ村側が間

違つて理解してゐたのか、何れにしても八ヶ村側が承服出来ないことになつた。これについて當時代表者の誰かが書送つた書面と思はれるものの寫しがあるから、次ぎに紹介しよう。

「取急い故當方ニ扣無之の間、便り次第急ニ此壹冊參御一覽は寫し取被成いハ、早々は返し可被下い、(以下説諭書の寫：筆者註)

九月七日は吟味役中御渡被成(い)口上書寫、そ方共昨日割元以差出い書面、御家老衆に申上い處、成程取様ニ依るも、右様之心得違淺可有之、先達るは利解之通り双方は救之た先年拾兩宛人馬買上手當上被下、其上訴訟方が享保之爲取替證文枝元もして其方共村方を相手取願立い得共、そ方共返答書ニ淺有之通り數年を儘ニ成行い間、今更取用かしく、依るは大名方は通行之節助合之儀を向後決る難願立ニ取極い事故、そ方共申分有之間敷管、先達之は利解之通り備場御用之儀を御時節柄別る公邊に被對、は手厚ニ被仰付置い譯ニ無之いゝも不相成事ニ付、右御用ニ限り五拾人二十五疋以上も小花輪村相除、地廻り一同には用人馬ニ被仰付い事ニ、是迄淺深は考合之事ニ、平生右御用逆も五拾人二十五疋之繼立ハめつゝ有之間敷御備場交代の、又も駿河守様御見廻リニ、自然有之い格別、餘も平生之事壹ヶ年ニ壹度も有之間敷位之は見込ニ得む、八ヶ村迷惑ニも可相成程之事淺有之間敷、外ニ聞へたは備場火急之御用之處をば手厚被仰付い訣ニある而已い、

一六拾兩上金之儀を先達歸村之節、は入部之日村ニ多勢迎ニ出い義甚々不濟事、落着も無之右様之取斗、あやひ落着ニ、あもは時節柄萬事穩便ニ不致いゝも不相成處、右様之不取斗、定多歸村之節一流迎ニ出い様申遣い故、多人數出い事ニ可有之、左い得い村役淺相勤いもの如何ニ淺越度ニも無之い哉、差越願、強訴ニ落入、何様御咎被仰付いゝ淺、一言之義不申上いゝ、書面迄淺出いゝも御領主に對し不濟譯ニ無之哉、右等之は咎そか

るを被仰付の間、屢々上金被仰付の程は含ニハ、一躰當春中駿河守様は用之節斗リニ為、そ方共助合ハ、近村之振合通りニあるをさしき致方ハ、間申分無之、夫淺不助合ハ故、三ヶ村は嚴敷差支ニ不成様被仰、無滞相濟ハ故、百三拾俵三ヶ村は御手當米淺被下ハ事ニ成リ、そ方共右之通壹度共節助合ハ得、右手當不被下ハ為、宜敷事ニハ得共、そ儀無之故差支ハ折柄ニあるも、右様之臨時之ハ入用淺懸リハ事ニハ、其代ハしハ為差出ハ様ニある別氣合淺迷惑ニ可存迄之處迄もは組取ニある色、不容易廉をハ吟味ハシニハ用金六十兩差出位深ハ含ニハ、右様ニ迄種々御憐愍深キ處を心取違ハるも、此上不便之事ニハ、得共利解申見ハ様ニトノ事ニハ、厚考合見ハる東淺角淺御受致シ、此上彌難澁ハ譯有之ハ、又そ次第追々歎願ハ共、右様ニ種々厚ハ含ミ譯ニハ被仰出ハ事、何れニ淺ハ受致シハ方ニ流之ハ免と存ハ、方ニ出府之もの共斗ニハ急ニハ請出來不致ハハ、ハ猶豫願差出評議ハハ見可申、

十月

この文面に依れば、藩から人馬買上手當として、毎年拾兩給付すること、御備場御用の如き人夫五拾人、馬二十五疋以上の際には助郷致すべきこと、但しかゝることは一年に一度ぐらゐのものであらう。さらに六拾兩上納すべきことと云ふ三條件になつてゐる。この最後の六拾兩上納と云ふことは、八ヶ村の代表者が歸村の時、折柄領主の入部の際にも拘らず、多數村民が出迎へて、騒がしかつたこと、この春に三ヶ村へ助郷をなさなかつたゝめに藩が三ヶ村に對し百三拾俵の米を補助に出さなければならなくなつたこと、これ等に對する一種の罰金である。しかしこれでは八ヶ村側は著しく不利である。そこで八ヶ村の代表者は次ぎの如き歎願書を提出した。

乍恐以書付奉歎願ハ

御領分野田村外七ヶ村役人惣代之者共一同奉申上ハ、私共儀當七日は呼出し左之通りは利解書は下被遊ハ、
(此處に前掲の書面の文句入)

右之通りは利解書を以被仰渡、一同評議仕ハ處、全右之は趣意ハある私共ニテ九月中之は利解もハ乍恐相違ト奉存、御上様ニある九月中は利解之通、ハ大名様方は通行之節人馬助合之儀、享保度之證書を以訴訟方々願立ハ得共、ハ取用難被成旨被仰渡ハ間、ハ利解ニ不口ハ儀無ハ座旨ニハ得共、此度御備場御用之儀ニ付、松平駿河守様人馬當之節、人足五拾人、馬二十五疋以上之節ニ限り、小花輪村ハ除、地廻リ村ハハ用人馬新規被仰付ハ旨被仰渡ハ得共、私共ハ九月中は利解ニハ此上聊淺人馬助合ハ申儀無ハ座心得故、小前一同ハ淺ハ砌中聞ハ付、此度右様被仰出ハるも、惣百姓共ハ申聞方淺無ハ座、途方を失ハ、ハ請奉申上兼ハ義ニ付、御憐察被成下、御慈悲之程奉願上

一金六拾兩上金之儀ハ先達ハ八ヶ村歸村之節、御入部日、殊ニハ時節柄淺不辨、多勢迎ニ出ハ義、そ外不行届廉ニハ糺明上被仰付方可有ハ座處、御憐愍を以そ儀無ハ座、右様被仰付之趣難有奉存ハ得共、困窮之百姓共故、是又申付方無ハ座當惑仕ハ、乍恐私共不調法之廉ハ被逐ハ糺明ハ共、右上金之儀ハハ用捨被成下置ハ様奉願ハ、前書之始末重々恐多奉存ハ得共、ハ請難澁之廉ハ被爲聞召譯、何卒格別之御憐愍を以、御慈悲之御沙汰、偏ニ奉願上ハ、以上、

天保十四卯年十月二十三日

八ヶ村惣代之者一同

江戸御役所様

上掲の文書類を見ても、藩の態度の頗る曖昧なのに對し、八ヶ村側の主張は終始變更を見ない。この歎願に接し

下總生實領助郷慶助

て藩が如何なる態度を採つたかは、資料がないから判明しない。しかし一方何とか妥協せしめんとすると共に、他方々、處罰せんとする態度を示したやうである。藩が和協的態度を以つて臨んだことは、再び新しい仲介者が現れたことに依つて推測出来る。新仲介者は上泉村次郎右衛門と川井村五郎七の兩人であつた。條件はかなりに緩和され、唯松平駿河守の通行に限り、萬一濱野村以下三ヶ村の人馬不足し差支へのあつた場合、「生實御役所は觸出被仰付け、野田村以下七ヶ村は人馬無遲滞差出可申、尤右實錢之儀も於御役所は下ヶ被成下置」と云ふのであつた。然るに八ヶ村の代表者達は拒絶してゐる。その旨を村方に報じて次ぎの如く記してゐる。

「右之通り昨日以書物懸合ひ得共、人馬之儀も聊々紛敷義文有之ゆゑ。後代之患も可相成哉も奉存の間、今夕庄助を以、行徳岸上毛屋、次郎右衛門殿旅宿に罷越、破談申届ひ、然上ハ如何可被仰付哉難斗、尤二兩日之内、古市場村吉郎歸村可仰付け間、そ刻委細可申上ひ、且高津戸村三郎兵衛殿は出府儀も未存寄之次第も無之の間、は方々沙汰申上ひ迄は申述被下様奉願上ひ、吳くも村は用向等は無人之内、久は苦勞は差支無は座段一同奉願上ひ、」

この書面は十一月五日夜に認められてゐる。十月三日出府以來、歸村の記事がないが、一ヶ月以上も抑留されてゐたものらしい。かく八ヶ村側が一步も譲らないので、當局者もあるひは二つの手段として抑留して置いたのかも知れない。そして彼等を困らせ、屈服せしめんとしたのかも考へられる。

然るに十一月十六日に出府し、十七日兩國廣小路で駕籠訴をしてゐる。八ヶ村代表者は宿預けになつてゐるので別の者が出府したのであるが、名前は記してない。その駕籠訴は領主に對して直訴したものである。その訴狀の内容は前文に從來の經過を簡単に記した後、次ぎの如く記してゐる。

「(前略)兩様共御免奉願上吳様申聞ひニ付、乍恐そ段書付を以奉敷願ひ、も後三ヶ村之者共ハ歸村仕、私共村に役人惣代之もの共手鎖宿は預ヶ被仰付け由奉恐入ひ、一體九月中被仰渡ひ節も、御近領ニ付訴答一同歸村可仕旨被仰渡ひ處、三ヶ村役人共ハ勝手を以、病氣等中立、數日逗留罷在ひ儀、今更勘辨仕ひ得え、讒言偽技巧、何様之義内訴奉申上ひ義、右様一件違變之次第ニ成行、此上多人數永まは咎被仰付在府罷在ひゆゑ、諸雜費も外多分之義、迎義村に共行立不申、潰れ退轉之外無は座ひ、依之惣百姓一同罷出、難澁之次第直ニは愁訴可奉申上旨申立ニ付、左ひ得えは時節柄、奉對御上様、重々奉恐入ひ儀ニ付、種々申有ひ得共、迎義此儘ニある相治り不申、無據私共爲惣代出府仕、不願恐多義御慈悲奉願上ひ、何卒格別之御憐愍を以、人馬之儀九月中被仰渡ひ様趣意之通、は免被成下置ひ、且別段被仰出ひは上金之儀も御用捨被下置、村々永續無難ニ相治りひ様、御仁惠之程舉る奉願上ひ、以上、」

惣百姓の強訴すらも敢て辭さないやうな態度を示してゐる。この強硬な態度に屈したわけでもあるまいが、同月二十四日に一件は落着してゐる。そして駕籠訴の者はその日に歸り、惣代出府の者は江戸における諸禮、過料錢などを支拂つて、十一月二十六日夕五ツ時一同歸村した。この事件がどう結末がついたかは、資料がなくて不明であるが、駕籠訴後一週間ばかりで事件が落着してゐること、駕籠訴の者すら直ちに放免になつてゐること、又從來の經過などから見ても、八ヶ村側に大體有利に解決したものではないかと思はれる。その後嘉永五年十二月に平山村、扁田村が同じく差村御免を願出た書面中に、

「天保十四卯年濱野村が私共村外六ヶ村に人馬助合之儀願出ひ處、領主ニ兼る難澁之村も被思召、濱野村に年々人馬手當被下置ひ事、」

と記してあるのを以つて見ても、多少の處罰は受けたかも知れないが、八ヶ村側の勝利となつたことは明かであらう。惣代の者歸村の日十二月二十六日には各村とも村境まで出迎へた。

以上三月十日に始まり、十一月二十六日まで七ヶ月餘の長期に亘る助郷騒動も、結局領主の補助に依つて終結を告げた。この長期間に亘る訴訟の費用も決して少ないものでなかつたに違ひない。不幸にしてそれに關する文献は何も残つてゐないから解らないが、さうした費用を拂つてもなほ新規助郷を頑強に拒否したのは何故であらうか。さらに彼等のある者は身命を賭して強訴してゐる。それは單にこれが先例となつて後患を遺すと云ふだけではない。助郷それ自體が甚だしき村の負擔だつたからであらう。又藩當局が甚だ弱腰であつたのは、單にそれが小藩であり、又當時の武士階級が多く優柔不斷であつたばかりではない。助郷が農村を疲弊せしめると云ふ事實に對し、さう強壓的な態度を採ることも出来なかつたためであらう。農村の資料を検すると助郷に關する愁訴歎願は頗る多い。これは單にその一つの例に過ぎない。

(昭和十三年三月十五日稿)

獨逸の植民地問題に關する一著

山 本 登

ナチス政權の確立に依り名實共に獨逸に於ける獨裁權を掌握したヒットラーがナチス結成以來の主張であつた舊獨逸植民地返還の要求を其の國策の一として採り上げた事は事物の當然な成行きであらう。而かも近時世界的に見られる經濟的國家主義の傳播は原料資源供給地の確保をめぐる激しい國際的な對立を生み、所謂「不満足國」としての獨逸が自國の經濟的發展を意圖して其の返還要求を益々強化せる事は周知の事實である。従つて現在「満足國」と「不満足國」或は「持てる國」と「持たざる國」の摩擦に關する問題は世界論壇の中心題目であり、時に前者の立場から又特に繁しく後者の立場から夫々の主張を展開して多くの著作が發表せられてゐる。獨逸に於ては前述の如くそれが國策の一であり今や國民の總意を以て支持されてゐる事によつて此の傾向は顯著であり相次いで本問題に關する著作が刊行されて居る。

其の場合獨逸側に於て植民地返還要求の理由として擧げる所は先づ現在國際聯盟による委任統治下に在る之等領域に對してウイelson原則を楯に其の所有權が獨逸に歸屬すべきとの法律的根據、次に現今世界諸列強國中に於て獨逸のみが非所有國である事に對しての國家的威信の問題、最後にそして最も強力に、原料資源獲得、本國製品販